

三木町就学前施設再編整備方針

2022 年 11 月 1 日

三 木 町

三木町教育委員会

【 目 次 】

1 方針策定の概要

(1)策定の背景と趣旨	1
(2)策定の目的	2
(3)方針の位置づけ	2

2 本町の幼児教育・保育を取り巻く現状

(1)年齢区分別人口の推移	4
(2)出生数と合計特殊出生率	5
(3)市町別の総人口に占める 0 歳以上 15 歳未満の割合(令和元年)	6
(4)幼児教育・保育施設の利用状況	7
(5)公立幼稚園・認可保育所等の利用者数の推移	8
(6)公立幼稚園の預かり保育の利用数	8
(7)教育・保育の需要見込み量	9
(8)公立幼稚園・保育所の職員配置状況	9
(9)公立幼稚園・保育所の施設状況及び位置図	10

3 公立幼稚園・公立保育所の役割

(1)これまでの取組	12
(2)今後の役割	13

4 公立幼稚園と公立保育所の将来構想

(1)公立幼稚園と公立保育所の再編	15
(2)再編までの公立幼稚園と公立保育所	17
(3)本町が考える望ましい集団活動ができる規模	18
(4)認定こども園の構想と方策	18
(5)質の高い教育・保育の確保	23
(6)幼児教育・保育行政の一元化	26

5 資料編

1 方針策定の概要

(1) 策定の背景と趣旨

幼児期の教育・保育は、子どもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、幼稚園や保育所では、乳幼児にとってふさわしい生活を保障し、環境を通して行う教育・保育をそれぞれの特徴を活かして行っています。

幼稚園、保育所での生活は、子どもたちが初めて集団生活を経験する場である中、保護者の就業率の増加、核家族化の進展など、子どもを取り巻く環境の変化に伴い保護者ニーズも変化し、本町の幼稚園と保育所では、園児数の偏在化が顕著となってきており、今後も幼稚園の園児数の減少が続く場合、集団の小規模化による教育的効果に課題が生じることが懸念されています。

また、神山・下高岡保育所では、増加する保育ニーズを受け、設定児童定員を上回る受入児童数により保育室などが不足し、一方で、旧平井幼稚園 3 分園統合のしの子幼稚園（小規模保育所併設）を除く公立幼稚園は園児減少に伴う施設の効率的な活用が必要となっています。

このため、公立幼稚園・保育所については、長期的視点に基づく適正な施設規模や配置、形態のあり方などについて検討を行い、少子化に伴う社会の変化、多様な保護者ニーズに対応する取組が求められています。

本方針は、幼児期の教育・保育を取り巻く様々な課題について、「三木町就学前の子どもの教育・保育のあり方検討委員会」における令和 3 年 4 月の答申を踏まえつつ、今後の公立幼稚園・保育所の方向性を示し、子どもたちの未来にとって、よりよい教育・保育を提供するための指針として策定するものです。

(2) 策定の目的

本町に暮らす全ての子どもが、保護者の就労状況や家庭の環境にかかわらず、安心して過ごせる日中活動の場が確保され、望ましい規模での集団生活を送ることで同年代の子どもたちが相互に関わり合い、共に過ごし、育ち合い、学び合うことができる場として、就学前教育が受けられる環境の整備が必要であると考えています。そこで、子育て家庭のニーズに対応した幼児期の教育・保育の環境づくり、また令和元年 10 月から開始された幼児教育・保育の無償化により今後も増加すると見込まれる利用ニーズに対応するため、主に以下の課題に取り組む本町の考えを示すものです。

- 1) 継続的な待機児童の解消
- 2) 子どもの数の推移を見据えた集団規模の確保
- 3) 効果的かつ安全に過ごせるための施設体制の整備
- 4) 一人ひとりの発達の特性に応じた質の高い幼児教育・保育を提供する幼稚園教諭・保育所保育士の配置

(3) 方針の位置づけ

本方針は、「第 2 期三木町子ども・子育て支援事業計画」に掲げる教育・保育の提供を推進するため、公立幼稚園・保育所のあり方について、本町の方針を掲げるものです。

なお、本方針と本町その他計画との関係性は以下のとおりです。

1) 第 2 期三木町子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法第 61 条に基づき策定した本町の子育て支援の総合的な計画であり、子どもと子育て世代をめぐる諸課題に対する施策や教

育・保育施設の見込み量や確保方策について年次計画などを示したものです。

(計画期間：令和 2 年度～令和 6 年度)

2) 第 2 期三木町まち・ひと・しごと創生総合戦略

まち・ひと・しごと創生法第 10 条に基づき策定した本町のまちづくりの根拠をなすものであり、三木町ならではの地域創生を目指し、各種施策を総合的かつ戦略的に実施するための取組を示したものです。

(戦略期間：令和 3 年度～令和 7 年度)

3) 三木町教育大綱

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 第 1 項の規定に基づき策定し、「第 2 期三木町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、社会情勢や本町の子どもたちを取り巻く現状を踏まえ、教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する総合的な施策の方向性を示したものです。

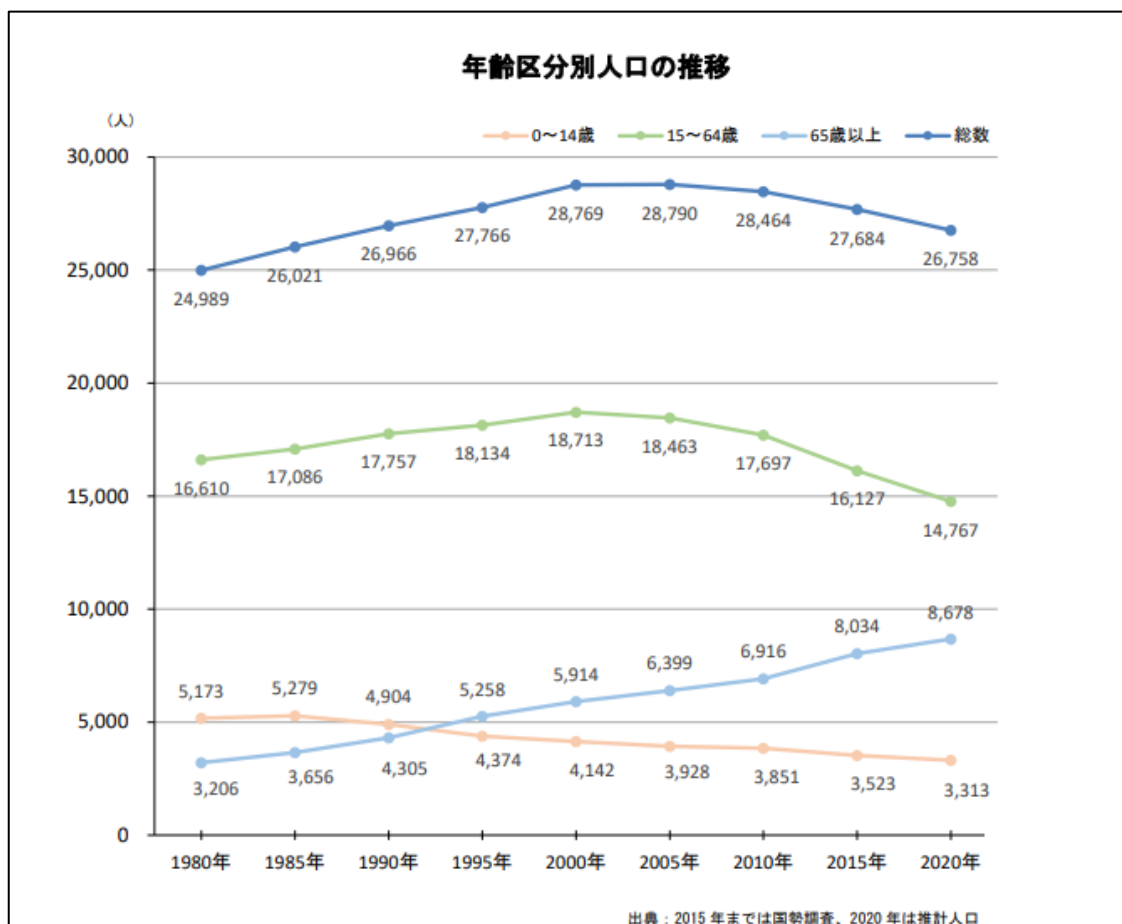
(対象期間：令和 3 年度～令和 7 年度)

4) 三木町公共施設個別施設計画

本町の最上位計画である「第 2 期三木町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を下支えする計画であるとともに本町が有する公共施設の効率的な管理運営に向けて、施設管理に関する基本的な方針を定めた「三木町公共施設等総合管理計画」と整合性を持つ下位計画となっており、種類別に各施設ごとの取組方針等を示したものです。

2 本町の幼児教育・保育を取り巻く現状

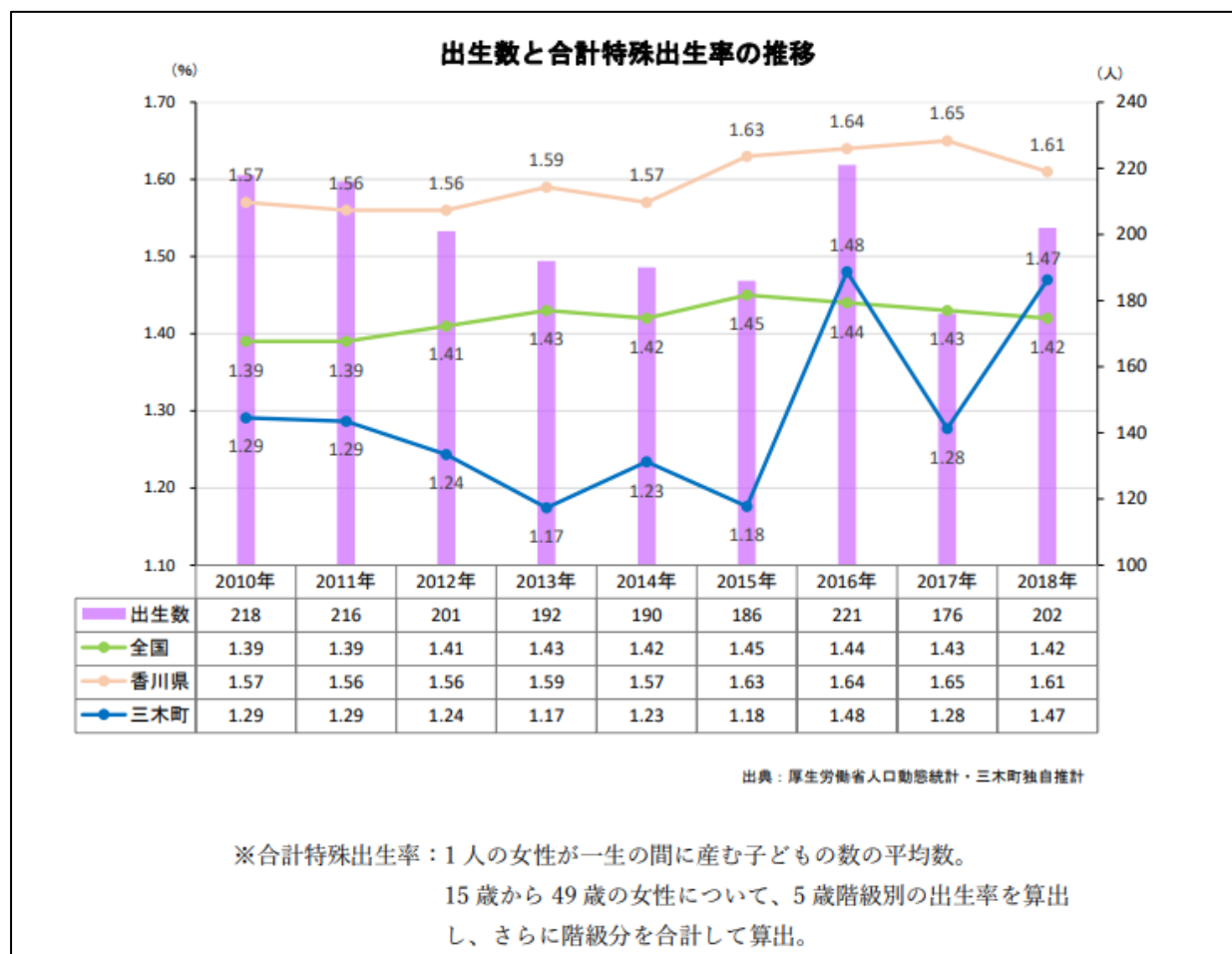
(1) 年齢区分別人口の推移



出典：改訂版人口ビジョン(三木町)

平成 12(2000)年から生産年齢人口（15～64 歳）は減少に転じている。
 年少人口（0～14 歳）は、昭和 60(1985)年から減少傾向にある。
 高齢者人口（65 歳以上）は、継続的に増加傾向にあり、平成 7 (1995)年以降、高齢者人口が年少人口を上回る状況で、令和元(2019)年に高齢化率が 30%を超えた。

(2) 出生数と合計特殊出生率

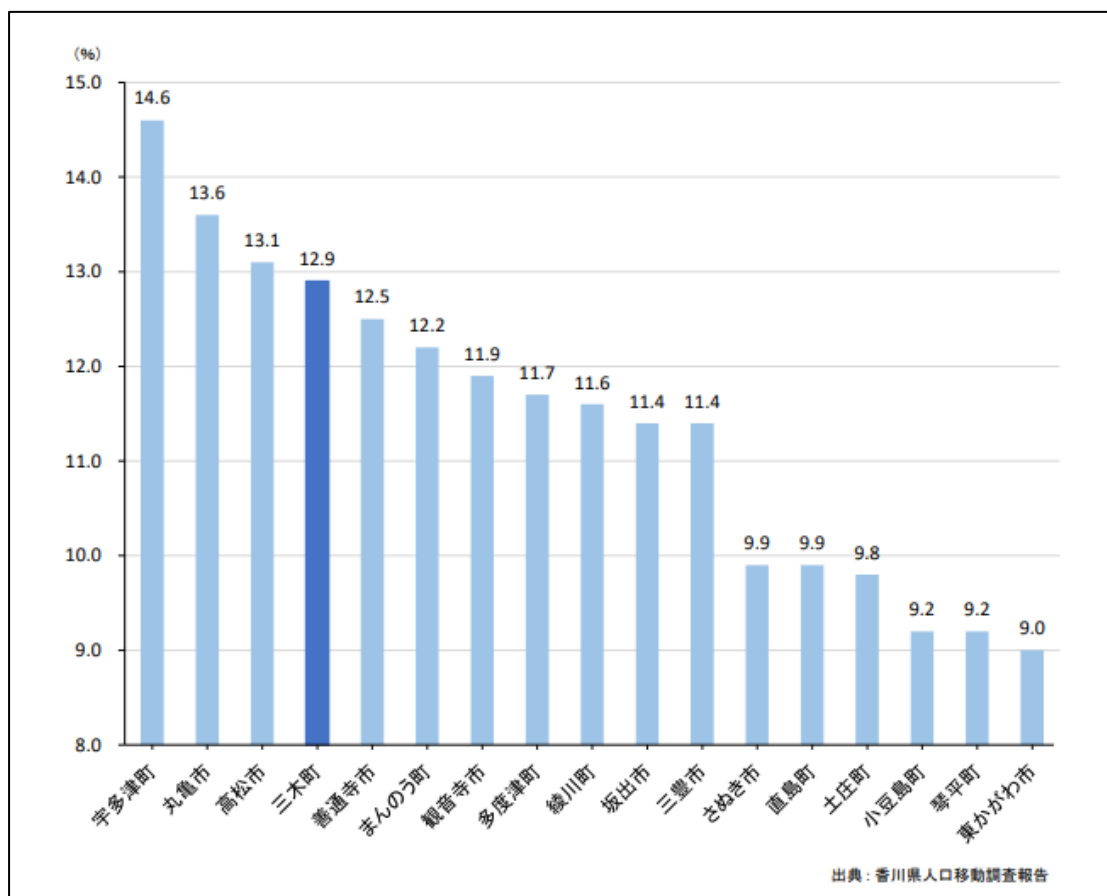


出典：改訂版人口ビジョン(三木町)

2018年時点の合計特殊出生率は、香川県平均を下回っており、全国平均と比較すると、近年は全国の推移を上回る傾向にある。

また、出生数は200人前後/年で概ね推移してきたが、2020年は170人/年、2021年は156人/年と、近年は減少傾向にある。

(3) 市町別の総人口に占める 0 歳以上 15 歳未満の割合(令和元年)



出典：改訂版人口ビジョン(三木町)

人口規模に対し就学前児童の割合は高くなっており、県下において教育・保育のニーズ量は今後も高い傾向にある。

(4) 幼児教育・保育施設の利用状況

(令和4年4月1日時点)

(単位：人)

施設区分		利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	
幼稚園	(公立) ししの子幼稚園	160				33	36	51	120	218
	(公立) 氷上幼稚園	80				13	16	24	53	
	(公立) 白山幼稚園	80				8	8	13	29	
	(公立) 田中幼稚園	80				5	7	4	16	
	あおば幼稚園	160 (町外含)			0	34	39	21	94	94
保育所	(公立) 神山保育所	60	3	11	16	14	8	17	69	614
	(公立) 下高岡保育所	60	1	10	8	12	13	13	57	
	平井保育園	60	5	10	12	12	12	14	65	
	氷上保育所	120	12	24	24	20	21	27	128	
	長覚寺保育所	90	4	13	17	17	17	16	84	
	砂入保育園	90	4	12	17	17	17	11	78	
	大宮保育園	90	8	14	19	15	18	20	94	
小規模保育・事業所内保育	(公立) ししの子保育所	19	5	10	7				22	8
	いちご保育園	15	0	4	4					
町外保育所・幼稚園(広域利用)			0	0	0	2	3	4	9	11
あおば幼稚園ひよこの国(認可外保育施設)			0	2	1				3	
企業主導型保育施設			1	1	1	2	2	1	8	
合計 ①		1,004	43	111	126	204	217	236	937	

※あおば幼稚園除く

(単位：人)

住民基本台帳人口(令和4年4月1日時点) ②	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
※学年制に合わせて抽出	166	173	185	205	223	247	1,199

(単位：%)

保育施設等利用率 ①÷②	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	26%	64%	68%	100%	97%	96%	78%

(単位：人)

【参考】平成29年5月1日保育施設等利用率	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	20%	56%	63%	97%	98%	99%	74%

年齢が高くなるにつれ、幼児教育・保育施設を利用する児童が増加する傾向にある。住民基本台帳人口を見ると子どもの人数は減少しているが、施設の利用率は増加しており、特に0歳児から2歳児にかけてのニーズの増加が今後も見込まれる。

(5) 公立幼稚園・認可保育所等の利用者数の推移

(単位：人)

施設名		定員	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
幼稚園	ししの子幼稚園（平成30年度に統合）	160	107	121	115	120
	田中幼稚園	80	10	10	12	16
	氷上幼稚園	80	67	66	59	53
	白山幼稚園	80	26	26	32	29
合 計		400	210	223	218	218
保育所等	公立保育所（3か所）	139	179	171	152	148
	私立保育所（5か所）	450	530	508	489	449
	事業所保育等（広域入所含む）	15	24	28	27	11
合 計		604	733	707	668	608

※幼稚園は5月1日時点、保育所は年度末時点。ただし、令和4年度は令和4年4月時点での数である。

※私立幼稚園の児童数は含んでいない。

幼稚園の利用者数は年々減少傾向にある。一方で保育所もこの3か年は減少傾向にあるが、定員に対して入所児童数が上回っている定員超過の状況が続いており、公立幼稚園と認可保育所等における利用児童数のアンバランスな状況が生じている。

(6) 公立幼稚園の預かり保育の利用数

(令和3年9月1日時点) (単位：人)

施設名		定員		3歳児	4歳児	5歳児	計
幼稚園	ししの子幼稚園	160	在籍数	33	48	34	115
			預かり利用数	18	26	19	63 (54.8%)
	田中幼稚園	80	在籍数	6	4	4	14
			預かり利用数	3	4	2	9 (64.3%)
	氷上幼稚園	80	在籍数	17	22	21	60
			預かり利用数	10	7	13	30 (50.0%)
	白山幼稚園	80	在籍数	8	13	11	32
			預かり利用数	5	8	6	19 (59.4%)

※幼稚園の預かり利用数は無償化の認定園児に限り、() は預かりの利用率である。

全ての園において50%を超える利用率となっている。幼稚園利用者の多くは、幼児教育と保育時間の両方を求める傾向にあると考える。

(7) 教育・保育の需要見込み量

●第2期子ども・子育て支援事業計画に基づく教育・保育の需要見込み量 (単位：人)

種別	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園・認定こども園	269	266	272	264	259
保育所・認定こども園	806	794	789	771	758

(注1) 第2期子ども・子育て支援事業計画の計画期間は5か年（令和2年度から令和6年度まで）

(注2) 上記の見込み量は、アンケート調査の結果に基づくものであり、利用申込時と乖離する場合がある

(8) 公立幼稚園・保育所の職員配置状況

(令和4年4月1日現在)
(単位：人)

区分	公立幼稚園			公立保育所		
	職 名	合計	令和3年度 (参考)	職 名	合計	令和3年度 (参考)
正規職員	園長	4	4	所長	3	3
	主任教諭・教諭	18(3)	16(2)	主任保育士・保育士	19(5)	19(3)
	調理員	2	2	栄養士	1	1
				保健師	1(1)	1
会計年度 任用職員	講師	12	15	保育士・保育補助	16	18(1)
	預かり保育講師・補助員	5	7	看護師	2	1
	事務補助員・用務員	8	8	登録保育士	8	9
	管理栄養士・調理員	4	4	調理員	8	8
合計		53(3)	56(2)		58(6)	60(4)

※育休・産休等職員数も含む。() 内

幼稚園、保育所ともに、職員の確保が喫緊の課題となっています。

幼稚園は公立4か所分、保育所は公立3か所分の合計人数である。

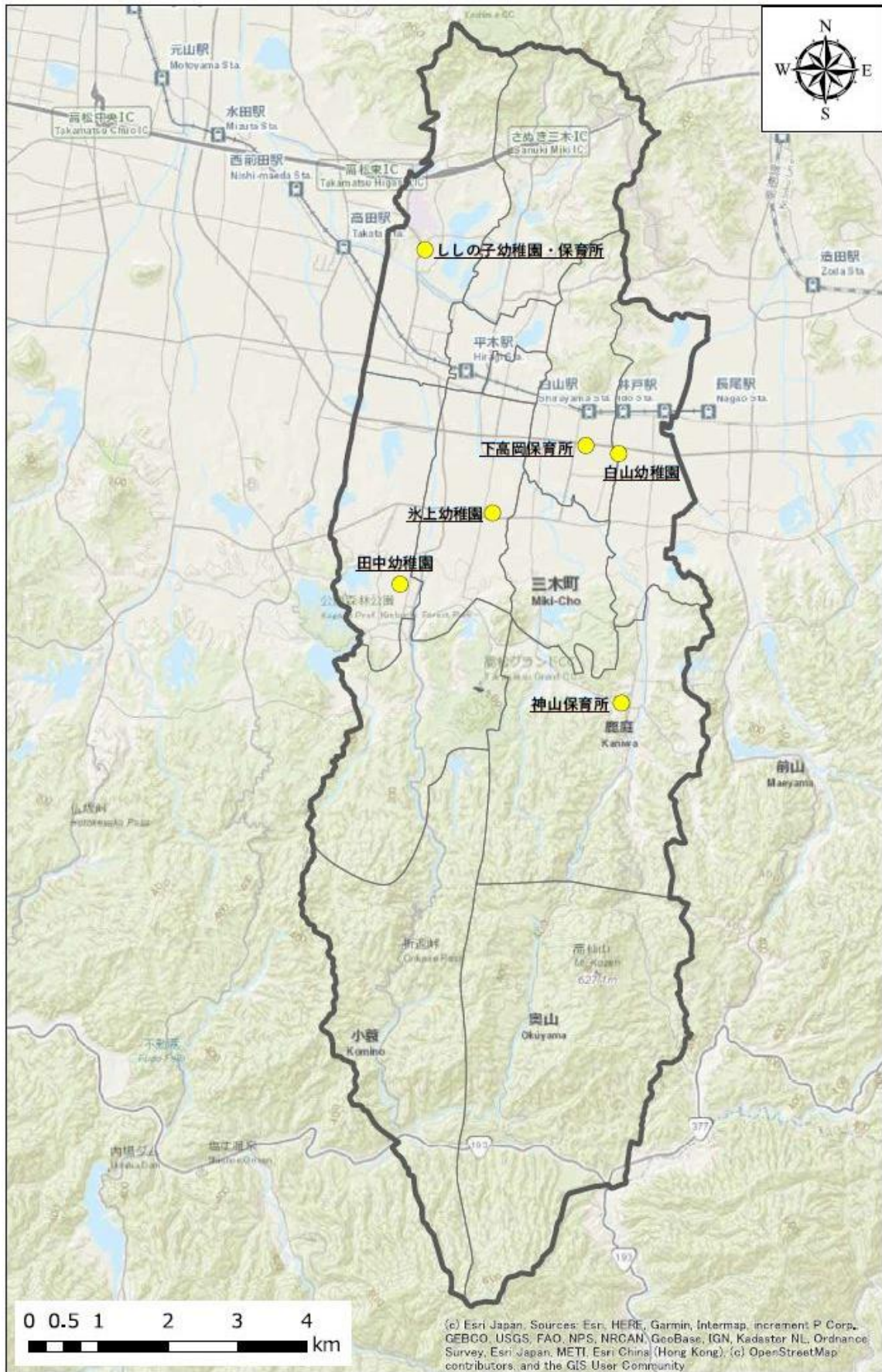
幼稚園、保育所ともに、職員の確保が喫緊の課題となっており、特に保育所は保育士が足りておらず、登録保育士やシルバー派遣の補助がなければ保育ができない状況である。

(9) 公立幼稚園・保育所の施設状況及び位置図

施設名		定員 (人)	建物				敷地面積 (㎡)	備考
			設備	面積	構造	建築年		
幼稚園	ししの子幼稚園	160	保育室 6 遊戯室 1 外	1,862.47	木造	平成30年	11,896.01	
	田中幼稚園	80	保育室 3 遊戯室 1 外	736.00	鉄筋コンクリート	昭和63年	2,423.00	
	氷上幼稚園	80	保育室 3 遊戯室 1 外	782.00	鉄筋コンクリート	昭和56年	2,190.00	
	白山幼稚園	80	保育室 3 遊戯室 1 外	730.00	鉄筋コンクリート	平成元年	2,965.00	
保育所	神山保育所	60	保育室 3 外	302.75	鉄筋コンクリート	平成5年	2,084.55	
	神山保育所 (旧幼稚園)		保育室 2 遊戯室 1 外	336.00	鉄筋コンクリート	平成2年		遊戯室は保育室として使用
	下高岡保育所	60	保育室 3 遊戯室 1 外	392.00	鉄筋コンクリート	平成7年	1,348.00	遊戯室は保育室として使用
	ししの子保育所	19	保育室 3 外	813.70	木造	平成30年	11,896.01	ししの子幼稚園と同一建物・同一敷地

ししの子幼稚園を除く公立3か所の幼稚園は、建築後約30年が経過し老朽化が進む中で、継続的な改修等によって今後も利用できる施設状況である。また、園児数の減少により、保育室や遊戯室等の面積に対して余裕部分があり、預かり保育や子育て支援施設等として活用している。

神山保育所、下高岡保育所は施設設計時の設定児童定員を超える受入児童数に対応するため、児童用トイレの慢性的な不足や遊戯室を常時保育室として利用しているといった保育室等の不足問題があるため、早急な保育環境の改善が望まれる状況にある。



3 公立幼稚園・公立保育所の役割

(1) これまでの取組

幼稚園と保育所では、根拠となる法律や受入れする子どもの年齢などに違いがあるものの、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要時期であることから、公的施設としての幼児教育・保育における保育の充実、義務教育段階である小学校教育への円滑な接続に向けた連携、特別支援教育の拡充、地域における子育て支援の拠点などの様々な取組を進めてきました。

また、私立の幼稚園・保育所との連携では、私立の特色を活かした多様なカリキュラムの提供や地域の特性を活かした保育の取組により、本町全体の幼児教育・保育の振興に努めてきたところです。

1) 公立幼稚園

公立幼稚園では、各幼稚園において「めざす子ども像」を掲げ、教育課程に基づき、教育目標の具現化にむけての取組を進めてきました。また、大部分の幼稚園が小学校に隣接している環境を活かし、小1プロブレムの解消のため、行事等を通して園児と小学校児童との交流活動で連携を図ってきたところです。また、特別な配慮を必要とする子どもへの支援としては、支援員を配置し園全体で支援する体制構築に努めています。

2) 公立保育所

公立保育所では、保護者の就労等の理由により、保育を必要とする子育て家庭の乳幼児に対し、日中に安心して過ごせる保育環境の整備に向け、私立認可保育所や事業所内保育所等と連携し、児童の受入れ体制を拡充するなど、高まり続けている保育ニーズに対応してきました。また近年、社

会的な課題となっている児童虐待の恐れのある子どもなど、配慮が必要な子どもに対するセーフティネットとしての役割を果たしてきたところです。

(2) 今後の役割

近年、子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化し、保護者の保育ニーズが多様化する中、待機児童への対応や質の高い教育・保育の提供、子育て中の保護者に対する支援、虐待の未然防止等が必要とされており、公立幼稚園・保育所においては、私立施設と一層連携・協調しながら、これまで培ってきた専門的な知識や技術、経験をもとに、あらゆる支援の充実を図り、本町全体の幼児教育・保育の質を高める役割が求められています。

今後は、国が定める幼稚園教育要領や保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいた教育・保育の質と量の充実と先進的な実践・研究に一層取り組むとともに、公立幼稚園・保育所の一元化を推進し、地域における幼児教育・保育の拠点として次のような役割を果たしていきます。

1) 幼児教育・保育の質の向上と人材育成

- ・ 本町における幼児を取り巻く課題やニーズに対する研究を行い、その成果や課題について私立施設と共有し、必要に応じて保育指導等の支援を行い、均一的な底上げを行うなど質の向上に務めていきます。
- ・ 幼稚園教諭免許状や保育士資格を有しながら、幼児教育・保育の現場で就労していない人に、学び直しや実践の機会を提供し、人材の育成に努めていきます。

2) 特別な配慮を必要とする子どもの教育・保育の充実

障がいなど特別な支援が必要な子どもや医療的ケアの必要な子どもへの適切な指導・支援を充実させるとともに、私立施設とも情報共有し、連携体制を構築します。

3) 小学校教育への円滑な接続に向けた幼稚園・保育所と小学校連携の充実

幼児教育・保育環境から義務教育段階である小学校へのスムーズな接続が図られるよう、円滑な接続のあり方を研究し、その成果や課題を私立施設と情報共有します。異校種間の綿密な連携や交流を実施し、小1プロブレムの解消を目指します。

4) 地域における子育て支援の拠点機能の拡充

地域に根ざした施設として地域の子育て家庭に交流の場を提供するとともに、幼稚園教諭や保育所保育士の専門性を活かし、保護者からの日々の子育てに関する相談や専門機関への紹介などを通して、保護者が子育てを自ら実践する力の向上に資するよう留意しながら取組めます。

4 公立幼稚園と公立保育所の将来構想

就学前児童の教育・保育体制は、所管省庁が文部科学省である幼稚園と厚生労働省である保育所、内閣府の認定こども園が並存し、対象児童の年齢や施設、人員配置の基準等が異なるという体制となっています。

このような中、少子化の一層の進展や家庭や地域を取り巻く環境の変化に伴い、就学前の子どもの教育・保育に対する保護者ニーズは多様となっており、国においても「幼保一元化」に向け、平成 27 年 4 月から新制度がスタートし、幼保連携型認定こども園を中心とした制度への対応が進められてきたところです。また、国は子ども政策の司令塔となる「こども家庭庁」創設への議論が現在進められています。

(1) 公立幼稚園と公立保育所の再編

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況にかかわらず利用することができる施設であるとともに、幼児教育・保育を一体的に提供できることから今後の施設のあり方としては効果的な形態と考えます。

本町においても、同様に幼児教育・保育環境は変化し、幼稚園と保育所の園児の偏在化が進む中、望ましい集団活動が行える規模を確保しながら、子どもの「生きる力」の基礎を育むことが出来るよう、多様な保育ニーズに柔軟に対応できる環境や体制整備が求められています。

こうしたことから、公立の幼稚園と保育所は、従来の幼稚園及び保育所の枠組みに捉われず、今後の役割を効果的に果たすため、公立の幼稚園・保育所を統合・再編した幼保連携型認定こども園の整備を基本方針として検討を進めていきます。

ただし、ししの子幼稚園・保育所については、小規模保育所の必要性もあることから、ししの子保育所を現状のまま存続させ、3 歳からの利用の移行が円

滑に行えるよう配慮した施設として、ししの子幼稚園は幼稚園型認定こども園に移行することを軸に検討していきます。

1) 移行スケジュール（予定）

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
内容	○教育課程編成等 （調査・研究）	○教育課程編成等 ○保護者情報提供 （こども園への移行 時期等）	○建物の設計 ○保護者説明会 （施設整備・こども 園への移行説明等）	○建築工事 ○保護者説明会 （入園にあたって）	こども園としてスタート

※ 海外の戦乱や急激な為替変動による原油等のエネルギー・原材料価格の高騰、新型コロナウイルス感染症の影響などによる資材不足等により、工事価格の大幅な上昇や工事期間の長期化が懸念される。今後、財源の目途が立たない場合や、不測の事態が発生した場合、移行スケジュールを延期せざるを得なくなる可能性も念頭に置き、準備を進めていく必要がある。

2) 移行イメージ

施設名	再編イメージ
田中幼稚園	幼稚園
氷上幼稚園	幼稚園
白山幼稚園	幼稚園
神山保育所	保育所
下高岡保育所	保育所

幼保連携型
認定こども園
（統合・新設）

※ ししの子幼稚園・保育所については、小規模保育所の「ししの子保育所」を存続しつつ、併設されている「ししの子幼稚園」の幼稚園型認定こども園への移行についても検討していく。

<理解の醸成>

本町では初めての認定こども園整備となることから、認定こども園の機能や特徴及び利点等について保護者へ十分に説明し、経済的負担の軽減等も含め保護者の意見を聴取できる機会の設置や、施設の利用形態の変化に

伴う交通事情など再編に伴う施設周辺住民に対しても十分な合意形成が図られるよう努めるとともに、移行時期や再編内容の決定等についても速やかに周知するなど混乱がおこらないよう配慮していきます。

(2) 再編までの公立幼稚園と公立保育所

1) 公立幼稚園

公立幼稚園では、園児数の減少が続いており、一部の園では望ましい集団規模のもとで幼児教育が行いにくい状況になってきています。また、しの子幼稚園を除く他の3幼稚園は建築後30年を経過する中で老朽化も見られ、今後も継続的な改修が必要となっています。

2) 公立保育所

公立保育所では、保護者の就業率の上昇や保育を必要とする児童の低年齢化等を背景に保育ニーズは今後も高いと推察され、令和4年度当初定員に対する児童入所率は104%と依然として高い状況にあります。また、しの子保育所を除く他の2保育所は入所児童数を45人程度とした施設設計とされているため、保育室や児童用トイレの不足など、保育環境の整備が急務であり大規模改修が必要となっています。

このようなことから、私立認可保育所との連携や事業所内保育所等の活用など、受入れ体制の確保に向けた取組を引き続き進め、継続的な待機児童の解消に努めるなどの保護者ニーズへの対応が必要であると考えます。

(3) 本町が考える望ましい集団活動ができる規模

幼稚園教育における望ましい集団規模については、国の設置基準である 1 学級あたりの人数である 35 人以下を踏まえつつ、三木町立幼稚園要綱に定める 3 歳児の集団規模は 20 人、4・5 歳児の集団規模は 30 人とする本町の実践上の効果を考慮し、年齢によって違いがあるものの、1 学級あたりの適正規模は 10 人～30 人が望ましいと考えます。

一方で、園児一人ひとりの発達の特性や発達の個人差にも十分配慮し、個に応じた適切な環境づくりが必要と考えます。

(4) 認定こども園の構想と方策

平成 30 年度に開園したししの子幼稚園（小規模保育所併設）を除く他の公立施設である田中・氷上・白山の 3 幼稚園及び神山・下高岡の 2 保育所を統合再編して新たに整備し、多様化する保育ニーズへの対応や就学前教育における望ましい集団規模を確保していく必要があると考えます。

1) 幼保連携型認定こども園に移行した場合の効果と配慮する点

	効果	配慮する点
子ども	● 保護者の就労状況が変化しても施設を継続して利用可 ● 保育と教育の両立 ● 幅広い年齢の交流活動・適切な規模の子どもの集団を保ち、子どもの育ちの場の確保 ● 施設の新設、改修等による保育教育環境の充実 ● 施設を集約することで、加配職員の充実や看護師の常駐が可能	● 保育内容や一日の過ごし方、午睡の場所等を工夫し、子どもの利用時間の長短に応じた配慮 ● 送迎時の混雑を緩和するため、交通事情を踏まえた駐車場の位置の工夫や十分な広さの確保 ● 特別な支援を要する子供が安心して通えるように、職員配置や環境の配慮
保護者	● 就労の有無に関わらず同一の施設を利用可 ● 就労家庭と未就労家庭との交流による理解醸成 ● 育児不安のある家庭の支援を含む地域子育て支援の充実 ● 保護者会等の運営改善	● 行事の頻度や時間帯に対する考え方が保護者の就労などにより異なる点について、行事の持ち方や内容への配慮 ● 就学する学校と家庭との円滑な接続
設置者	● 就学前施設の集約に伴う職員配置の効率化による待機児童対策 ● 公立保育所の受入児童数に応じた保育室の確保 ● 建設後 40 年程度が経過する公立幼稚園 3 か所の施設の老朽化対策 ● 施設数の見直しによる運営経費の削減就学前施設の集約に伴う職員配置の効率化による待機児童対策	● 保育所、幼稚園それぞれの法体系による指導監督、財政措置に伴う事務処理の円滑な移行 ● 既存園所の地域交流行事の精選を行い、地域とのつながりに配慮 ● 町立 4 小学校との交流行事の持ち方を工夫した、円滑な接続

2) 新設幼保連携型認定こども園受入児童数の推計

(しの子幼・保は除く)

(単位：人)

年 度		現状	推計 ※1	
		令和3年度 (R4.1現在)	令和8年度 (推計)	令和13年度 (推計)
公立幼稚園 (3園)	3歳児	27	25	22
	4歳児	38	35	30
	5歳児	36	33	29
	計	101	93	81
公立保育所 (2所)	0歳児	9	8	7
	1歳児	21	19	17
	2歳児	27	25	22
	3歳児	22	20	18
	4歳児	30	27	24
	5歳児	24	22	19
	計	133	121	107
就学前園児・児童計		234	214	188

※1 園児・児童数推計根拠
改訂版人口ビジョン(2021)
(年齢3区分の人口推移：
0歳～9歳)

減少率 R3⇒R8 91%
R8⇒R13 88%

<私立施設との連携・調整>

公立施設と私立施設が互いの良さを理解し、切磋琢磨しながら高め合
って子どもの教育・保育を担ってきたという歴史があることから、認定こ
ども園への移行にあたって、引き続き、公立・私立施設の適切な役割分担
の下で、それぞれの施設の特色を最大限生かすとともに、それぞれが個性
を大切にし、共によりよい教育・保育が提供できる体制を目指します。ま
た、居住地に近い就学前施設として安定した経営基盤確保の必要性にも鑑
み、公立施設との間で過度な競合が生まれないよう利用定員数の調節をす
るなど、地域の実情やバランスを考慮しながら再編を進めていきます。

3) 新たに整備する施設の建設地

新たな建設地の決定にあたっては、就学小学校校区、教育・保育効果を確保できる広さ、子育て家庭の交通事情等を考慮したうえで、町有未利用地の効果的な活用となるよう検討を進めていきます。併せて、統合後の旧幼稚園・保育所の施設等のあり方についても検討を進めていきます。

4) 受け入れる児童と保育の提供内容

年 齢	移行前（幼稚園・保育所）	移行後（認定こども園）	保育の 提供内容
	認定区分と 受け入れている児童	認定区分と 受け入れる児童	
3～5 歳	幼稚園 1 号認定	1 号認定	幼児教育
	幼稚園 1 号・新 2 号認定 (預かり保育認定)	2 号認定	幼児教育と 保育
	保育所 2 号認定		
0～2 歳	保育所 3 号認定	3 号認定	保育

<その他、移行後に必要となる保育の提供内容>

- ・ 1 号認定児童を対象とした預かり保育の実施
- ・ 未就学児を対象とした一時預かり事業のあり方の検討
- ・ 子育て相談や交流の場の提供など地域における子育て支援事業の実施

5) 子どもの一日の過ごし方



<幼稚園、保育所の良さを継承した体制づくり>

本町では、平成27年より幼稚園教諭と保育所保育士の人事交流を行い、相互の施設の違いについて理解を深めてきた経緯があることから、これまでの取組を継続し、1号認定から3号認定の児童が集う認定こども園での教育・保育に対し、幼稚園と保育所がもつ長所を互いに共有できる体制づくりを目指します。また、一日の生活の連続性及びニーズの多様性に配慮した子どもにとってよりよい一日の過ごし方についても検討を重ねていきます。

6) 給食による食事の提供

<食事の提供に関する認可基準等>

- ・すべての在園児に対する食事の提供が前提です。

※食事の提供は施設内で調理する方法（自園調理）により行わなければなりません。ただし、満3歳以上児に対する食事については、施設外で調理し搬入する方法（外部搬入）が可能です。

<アレルギー対応に関する考え方>

- ・食品衛生法に関する条例等に従い、設備内容と調理員の人数等を考慮し、子どもたちに安全に食事が提供できる条件を満たすことができるアレルギー対応を目指します。

(5) 質の高い教育・保育の確保

教育内容と遊びの充実、特別な配慮を必要とする子どもへの指導、小学校との接続など様々な役割を果たすことで、子どもたちがより豊かに育っている教育・保育の提供を目指します。また、その役割を果たすための適正な職員配置と職員の職場への定着化・質の高い人材の確保を目指します。

1) 幼児教育の質向上につなげる職員体制の構築

<保育者等の資質向上と教育・保育環境の充実>

- ・これまで培ってきた公立施設における教育・保育の成果を生かし、伝統を継承しつつも、より質の高い教育・保育を全ての子どもに提供できるよう職員の資質向上を図ります。幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づくカリキュラム等については、専門的知識に基づいた調査・研究を行い、しの子幼稚園が認定こども園となることでカリキュラムの統一を

図り、ともに質の高い教育を提供することにつなげていきます。さらに、特別な支援を必要とする子どもや医療的ケアを必要とする子どもへの支援を充実させるなど、幼稚園教諭、保育所保育士の現場職員と十分な議論の上で作成し、質の確保に努めていきます。

- ・ “保育教諭”など幼稚園教諭と保育所保育士の身分を統一（幼保一元化）することで、異動の負担を軽減し、より保育に専念できる環境を整えていきます。

- ・ 就学前教育施設内外での研修を充実し、保育者のキャリアステージに対応した資質向上を図ることで組織的な質の向上を目指し、就学前教育の専門性を高めていきます。そのために、研修等に参加しやすいよう人材配置の充実や代替職員の確保などの体制を整えていきます。

- ・ 現在、保育者不足が深刻な状況となっており、就学前教育の質の維持や向上を図るうえで、十分な職員を確保し、働きやすいシフト体制の構築をすることが重要だと考えています。

<幼稚園教諭免許状・保育士資格の併有>

原則として認定こども園で勤務する保育教諭等は、幼稚園教諭免許状及び保育士資格の両方を有するものとするが、特例制度期間中（令和7年3月31日まで）は、いずれかを取得していないものの取得に努めることを前提として園児の教育及び保育に直接従事することができるとなっています。本町としても幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有の促進に努めていきます。

2) 特別な配慮を必要とする子どもへの教育・保育の体制強化

<特別支援教育の推進>

- ・ 一人ひとりの障がいの状態や特性及び発達 の程度等に応じて、発達を全体的に促していけるよう保育者が正しい理解と認識を深めるための研修の機会を保障し、特別支援教育の推進に努めます。また、個に応じた適切な環境及び特別支援教育支援員等を配置し、協力体制のもと組織的に対応していきます。
- ・ 園内委員会を設置して、特別支援教育コーディネーターを中心に話し合いを重ね、園全体の支援体制を充実していきます。

<行政、医療機関との連携>

- ・ 障がいのある子ども、医療的ケアの必要な子ども、外国につながる子どもについては、関係機関や専門機関との積極的な連携を図り、専門的な助言を活用しながら適切な指導を行っていくよう努めます。
- ・ 児童虐待件数は年々増加しており、児童虐待の恐れがある子どもについては早期発見・早期対応に努めるとともに、子どもの安全を確保できるように家庭や地域、専門機関と十分に連携していきます。

3) 小学校との連携

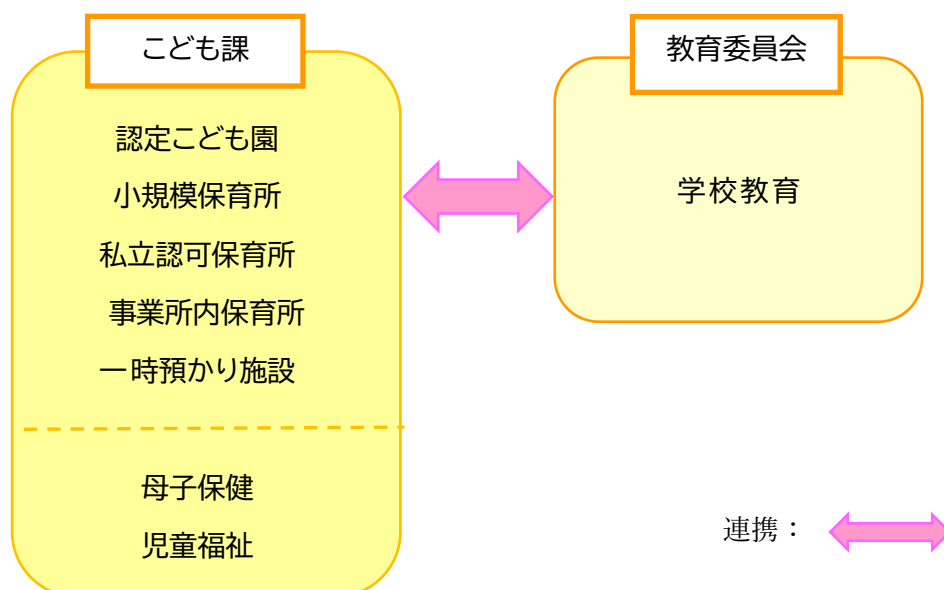
- ・ 現在、4小学校区内に公立及び私立就学前施設が設置されており、小学校区に関係なく就学前施設に通っている状況です。新設認定こども園からも4小学校に進学するようになります。
- ・ 4小学校との連携については各小学校へ進学する児童の集団規模にも配慮しつつ、行事等を通しての交流と職員による情報共有のあり方を各小学校と話し合い、計画していきます。

- ・ 就学前教育及び保育と小学校教育との円滑な接続を図るため、進学する小学校との連携体制を構築し、積極的に交流事業等を実施するなど、保育士、幼稚園教諭、保育教諭、小学校教諭が互いの教育内容や指導方法の違い、また共通点について理解を深め、小学校との連携を強化していきます。

(6) 幼児教育・保育行政の一元化

就学前施設である認定こども園、小規模保育所、私立認可保育所、事業所内保育所、一時預かり施設等を所掌する行政組織を一元化し、それぞれの施設間の中核として情報共有や連携促進を行い、就学前のすべての子どもたちに等しく質の高い教育・保育を提供することを目指します。さらに、子育て家庭が安心して過ごせるように、母子保健、児童福祉、学校教育等他機関連携の促進も図っていきます。

<一元化イメージ>



5 資料編

認定こども園4類型の比較

認定こども園の4類型の比較について、主なものを紹介します。

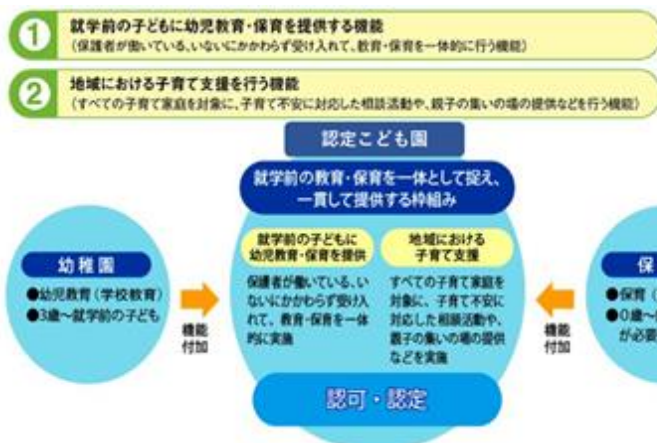
■認定こども園4類型毎の比較

	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	保育所型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園
法的性格	学校かつ 児童福祉施設	学校 (幼稚園+保育所機能)	児童福祉施設 (保育所+幼稚園機能)	幼稚園機能+保育所機能
設置主体	国、自治体、学校法人、 社会福祉法人*1	国、自治体、学校法人	制限なし	
職員の要件	保育教諭*2 (幼稚園教諭+保育士資格)	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいが いずれかでも可 満3歳未満→ 保育士資格が必要	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいが いずれかでも可 ※ただし、教育相当時間以外の保育に従事する場合は、保育士資格が必要 満3歳未満→ 保育士資格が必要	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいが いずれかでも可 満3歳未満→ 保育士資格が必要
給食の提供	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可) ※ただし、参酌基準のため、各都道府県の条例等により、異なる場合がある。	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可) ※ただし、参酌基準のため、各都道府県の条例等により、異なる場合がある。
開園日・開園時間	11時間開園、土曜日の開園が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日の開園が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定

*1 学校教育法附則6条園の設置者(宗教法人立、個人立等)も、一定の要件の下、設置主体になることができる経過措置を設けています。

*2 幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらか一方しか有していない者は、新制度施行後5年間に限り、保育教諭となることができる。

「子ども・子育て支援新制度ハンドブック」より



幼保連携型認定こども園に関する認可基準等

<施設に関する認可基準等>

場 所	設 置	面 積
職員室	必置	規定なし
保健室	必置	規定なし
保育室	必置（2歳以上）	1人につき1・98㎡以上
遊戯室	必置（2歳以上）	1人につき1・98㎡以上
乳児室	必置（2歳未満）	1人につき1・65㎡以上
ほふく室	必置（2歳未満）	1人につき3・3㎡以上
トイレ	必置	規定なし
運動場	原則必置	○次の面積基準をともに満たすこと ・満2歳以上の子ども1人につき3・3㎡以上 ・満3歳以上に係る幼稚園の基準による面積（※1）と満2歳の子ども1人につき3・3㎡の合計の面積 ※1 3学級：400㎡、4学級以上：1学級につき80㎡増

<職員配置に関する認可基準等>

（改正認定こども園法より）

第十四条 幼保連携型認定こども園には、園長及び保育教諭を置かなければならない。

2 幼保連携型認定こども園には、前項に規定するもののほか、副園長、教頭、主幹保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、養護助教諭その他必要な職員を置くことができる。

（基準省令第5条関係より）

学 年	必要配置数
0歳児	乳幼児3人につき1人
1歳児、2歳児	乳幼児6人につき1人
3歳児	幼児20人につき1人
4歳児、5歳児	幼児30人につき1人